

庁舎建設事業手法等検討専門協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 庁舎建設事業手法を検討するため、庁舎建設事業手法等検討専門協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 庁舎建設の事業手法等に関すること。
- (2) 習志野市庁舎建設事業手法等検討調査業務委託の内容に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織等)

第3条 協議会は、委員5名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共施設等の建築物に関する研究分野に学識経験を有する者
- (2) 公共施設の民間活用に関する政策等に学識経験を有する者
- (3) 公共施設等の資金調達等に関する金融知識を有する者

2 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月30日までとする。

3 協議会に委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 協議会の検討内容により委員長が必要と認めるときは、臨時委員を協議会に加えるものとする。

7 臨時委員の任期は、委嘱の日から協議会への出席が終わるまでの間とする。

(協議会)

第4条 協議会は、委員長が必要に応じて招集し、その進行を行う。

2 協議会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会は、必要に応じてその協議会への委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 委員長は、協議会における検討結果を取りまとめ、市長に提出する。

(庶務等)

第6条 協議会の庶務は、企画政策部経営改革推進室において処理する。

2 協議会の円滑な進行を支援し、その指示する事項について調査等を行うため、協議会に補助スタッフを置くものとし、公共施設再生計画検討プロジェクト作業部会の委員を充てるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月16日から施行し、平成24年3月30日限り、その効力を失う。